

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部介護保険課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	介護保険住宅改修支援事業補助金									
根拠規定等	介護保険住宅改修支援事業補助金交付要綱									
創設年月	平成	13	年	1	月	経過年数 〔自動計算〕	13年	終了予定年月		
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見直しの内容										
予算科目	款		項		目		大事業		中事業	実施計画事業番号
	3 地域支援事業費		2 包括的支援事業・任意事業費		2 任意事業費		3 その他事業		2 住宅改修支援事業	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	介護保険サービスの適正な利用を図る。										
補助事業等の内容	居宅サービスを利用しておらず、ケアマネジャーがいない介護保険要介護認定者が住宅改修を行う場合、申請に必要な「理由書」を作成したケアマネジャー等の有資格者に対して理由書作成料としてケアマネジャー等が所属している事業者に対して補助金を交付する。介護保険の地域支援事業の任意事業として位置付けられている事業である。										
補助対象経費の内容	理由書1件につき2千円を補助する。										
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他										
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 理由書作成資格者はケアマネジャー、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者										
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }										
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 2,000円 単位 件 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他										
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 地域支援事業の前身である介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)により定めた。										
公募の状況	非公募										
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 住宅改修申請書類を区が把握している }										
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	19.75	国	39.5	都	19.75	第1号被保険者	21
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由								

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	ケアマネジャーがいない場合であっても、住宅改修ができる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	適切な介護保険サービスが提供される。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	介護保険の利用者負担分に理由書作成料はなく、本来はケアマネジャーに対する介護報酬に包括されているため、ケアマネジャーがいない場合は区が補助している。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	住宅改修に対する介護保険給付を行うためには、理由書の作成が必要である。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	資格要件を充たしていれば、申請に必要な理由書作成は可能である。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	理由書作成者は、利用者が決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	理由書作成料はケアマネジャーに対する介護報酬に包括されているものであって、ケアマネジャーがいない場合は補助金として理由書作成料を支給する。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	ケアマネジャーがいない場合であっても、住宅改修ができる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	ケアマネジャーがいない場合であっても、住宅改修ができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	対象者が限られている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	介護保険制度に位置付けられた地域支援事業の任意事業である。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	介護保険の住宅改修に携わる事業者が対象となっている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実際に作成した理由書を確認のうえ支給する。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	104	102	112	140
決算(予算)額	208	204	224	280
国庫支出金	82	81	89	108
都支出金	41	40	44	55
その他	44	43	47	62
一般財源	41	40	44	55
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	平成26年度は、社会福祉法人 福音会 富坂地域包括支援センター他延べ32事業所に対して112件の補助を行った。			

5 課題及び今後の方向性

介護保険認定者に適切な住宅改修が行われるよう継続して実施する。